# 宇和島市教育委員会会議録

平成30年2月定例会 平成30年2月15日開催

宇和島市教育委員会

# 宇和島市教育委員会 平成30年2月定例会 会議録

- 1. 開会日時 平成 30 年 2 月 15 日 (木) 15 時 58 分~
- 2. 場 所 字和島市役所本庁 801 会議室
- 3. 出 席 者 教育長 織田 吉和 委 員 高山 俊治 委 員 廣瀨 孝子 委 員 木下 充卓 委 員 弓削 由美子
- 4. 欠席者 なし
- 5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長 常盤 修二

教育総務課長兼学校給食センター所長 横山 泰司

野田 克己 生涯学習課長 学校教育課長 寺尾 利弘 渡辺 晃 中央図書館長 吉田図書館長 松下 秀人 人権啓発課課長補佐 宮本 啓行 文化・スポーツ課長 宮本 清司 伊達博物館長 土居 道徳 三間教育係係長 末光 優子 津島教育係係長 日出山 輝 福祉課長 古谷 輝生 福祉課子育て支援係長 酒井 恵理 福祉課課長補佐 冨永 俊則

(事務局)

教育総務課課長補佐兼総務係長 土居 弘

教育総務課主任 崎山 泰慶

## 6. 付議事件

報告第2号 専決処分した事件の承認について

城山枯枝落下事故による和解について

議案第3号 宇和島市教育文化スポーツ振興基金条例

議案第4号 宇和島市立小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針(案)

議案第5号 宇和島市教育保育施設等整備計画(案)

議案第6号 教育財産の一部用途廃止及び所管替えについて

## 7. 会議概要

- (1) 開会宣言(午後4時00分)
  - ◎教育長

みなさんこんにちは。ただいまから教育委員会2月定例会を開催したらと思います。会議に先

立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。2点についてお話ししたいと思います。1つは先週、秋 田研修に教育委員の皆さん行っていただき、どうもご苦労様でした。大変寒い中でいろいろ大丈 夫だったでしょうかと思いながら、いろいろな授業も参観させていただきましたので、また、そ れぞれの立場で印象に残ったこととか学んだことなどを、これからのいろいろな会でご意見を述 べていただいたらと思います。もう1点ですが、一昨晩、2月13日の夜、市内の教職員、非常勤 講師ではあるのですけども、その者が交通事故を起こしまして、あってはならないことで、相手 の方が亡くなるということで、大変申し訳ない事案がありました。亡くなられた方にお悔やみ申 し上げますとともにご家族ご親族の皆さんにお詫び申し上げます。そのことを受けまして、今日 午前中、2 階大ホールに市内の全校長を集めまして、臨時校長会を開いて、今後どういうことに気 をつけていかなければいけないのか話合いをしました。これまでは特に飲酒運転とか、スピード 違反については、かなり県教委の指導を受けながら取り組んできたことではありますけれども、 今回のような交通事故というか、そのことが死に至らしめるということについてはあまり協議す ることがなかったのですけれども。各学校によっていろいろ違いますけれども、県費負担の教職 員はもちろんですが、中には市が雇用している支援員さんとか用務員さんもおられます。学校の 規模によっては50人近くいるような学校もあるのですけれど、そういう方にも同一に集めて同じ 時間にというわけにはなかなかできないので、ややもすると支援員さんや用務員さんへの指導が 十分ではない部分もあったのですけれども、改めてそういう方も各小学校、各中学校の一員だと 捉えれば、どういう形で指導の徹底を図っていくかということなども協議したところです。今朝 は庁内掲示板に市の職員への呼びかけというか注意を喚起する記事も出ておりましたので、教育 委員会の各課の課長さんも来ていただいておりますが、もちろん他人事とは思われてないでしょ うけれど、改めてそれぞれの課で再度注意を呼びかけていただいたらと思っています。はっきり していませんが、どういう状況で、どういう事故が起きたのか、我々も新聞に2月14日付けの愛 媛新聞の朝刊に出ていたことしか分かっていないので、どういう状況だったのか、ちょうど夕暮 れ、かなり暗くはなっていましょうか、6時過ぎですから。該当の者は宇和島市に習い事に出て行 く時間帯であったようで、慌ててはいなかったかどうかとか、そのあたりが推察できるのですが、 そういうことも含めて、それぞれの職場で再度ご指導いただいたらと思います。よろしくお願い します。以上です。

#### (2)教育長報告

#### ◎教育長

それでは続きまして、教育長報告に移ります。資料の1ページ、2ページをご覧ください。1ページ目では、教育委員さん方もいくつかの会議に出ていただいておりますし、一番下の幼稚園のところについては、また今日議題として協議するよう担当課の方に来ていただいておりますので、ここでは触れません。2ページのほうにいきますと、17、18、19日と市内全小中学校から校長に出席していただいて、次年度の人事異動についての話合いをもちましたが、これについても前回の1月の定例教育委員会の時に少し触れましたので省略します。31日には4人の教育委員さん、

南予管内の市町等教育委員会連合会に出席していただきまして、南予管内の他の市町の教育委員さんとも連携を深めたところです。

以上で1月分の教育長報告を終わりたいと思いますが、何かご質問ご意見がありましたらよろ しくお願いいたします。

─ 委員からは特に意見なし。 ─

#### (3)付議事件

#### ◎教育長

次に議事に入ります。議案第5号について、事務局、説明をお願いします。

## ○福祉課長

教育長。議案第5号ですけれども、報告の前に議案として上程させていただくことをご配慮いただきましてありがとうございます。ページは13ページでございます。

議案第5号、宇和島市教育保育施設等整備計画(案)、宇和島市教育保育施設等整備計画を次のとおり定める。提案理由といたしましては、就学前の教育保育施設の整備に係る基本的な方向性を示すため、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てが安心して行える環境の整備を目的として、効果的かつ効率的に進めていくための拠り所として策定しようとするものでございます。詳細につきましては次のページから私どもの子育て支援係長の酒井のほうで説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### ○福祉課子育て支援係長

教育長。子育て支援係の係長をしております酒井です。どうぞよろしくお願いいたします。着 座にて失礼いたします。資料にそって説明いたします。まず17ページ、計画の策定にあたってと いうところをご覧ください。計画策定の趣旨でございますが、平成27年4月から施行されました 子ども・子育て支援制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「幼児期の学 校教育・保育の一体的な提供」、そして「保育の量的拡充」、「地域の子ども・子育て支援」を総合 的に推進しています。これに対応し、本市では平成27年3月に「宇和島市子ども・子育て支援事 業計画」を策定し、地域の子ども子育て支援の充実に向けた取組として、認定こども園の推進な どを実施してきたところです。近年は、少子化や社会状況の変化により、幼児教育・保育に求め られる内容も変化し続けています。例えば、幼稚園にも長時間の保育が求められるようになり、 保育所にも「教育」としての「保育」が求められるようになりました。その提供体制や給付の仕 組みが大きく変わったことによる私立の認可施設の動向にも留意しながら「幼児教育保育全体の 充実」を考えた取組を進めなければならない状況になっています。これまで、幼稚園と保育所の あり方につきましては、制度の違いや所管する省庁の違いなどにより、本市においても管轄部署 が分かれていましたので、一体的な検討が困難な状況にありましたが、新制度を皮切りに、就学 前教育・保育の窓口を福祉課に一本化したことで、幼稚園と保育所がそれぞれ担っている役割を 認識しながら、子どもたちの心身の健やかな成長を最優先に考え、就学前の教育保育施設のあり 方について検討を行うことが可能となりました。この計画は、中長期的な視点から、就学前の教

育保育施設の整備に係る基本的な方向性を示したものでございまして、これらの施設が児童の生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な場であることを踏まえ、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育でが安心して行える環境の整備を目的として、効果的そして効率的に進めていくための拠り所として策定をしたものです。よって将来に向けたガイドラインであり、主に出生値、出生推計値に基づいた適正定員と集団規模の確保ですとか、時代に即した安心安全な施設の整備、また施設の機能分担と連携による一体的な教育保育サービスの確保や民営化の検討、それ以外の施設と市の施設との明確化、そういった視点を踏まえて、基本的な考え方と手法を指針として示したものでございます。この計画の期間でございますが、本計画は2018年度から2027まで10年間を計画期間といたします。

続いて19ページをお開きください。現在の本市の就学前児童数の推移と推計を示したグラフでございます。各年10月1日時点の就学前児童の0から5歳の人口の推移について見てみますと、年々減少傾向にありまして、2010年の3,578人から2017年には2,847人と、731人減少してございます。既にこれは2018年の推計値を下回る状況でありまして、少子化傾向は加速している状況になってございます。では本市の教育・保育サービスの現状はどのようになっているのかでございますが、まず認定こども園の状況をご覧ください。まず1号認定というものがございます。これは幼稚園児を示すものでございまして、満3歳以上の学校教育のみを受けるお子さんを指します。続いて、2号認定という用語でございますが、こちらは満3歳以上の保育園児を指し、保育を必要とする子どもでございます。続いて3号認定につきましては、満3歳未満の保育園児を指す用語でございます。認定こども園とは幼稚園と保育園の機能を合わせもち、3から5歳の児童が保護者の就労状況に関わりなく、教育保育を一緒に受けることができ、例えば保護者の就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できるといったメリットがある園でございます。この認定こども園でございますが、現在のところ平成28年度に新設いたしました市立2施設のみでございまして、番城美徳認定こども園と三間認定こども園がございます。定員が290人に対し、園児数は220人でございまして、充足率は比較的高い状況となっています。

続いて 20 ページ目でございますが、幼稚園の利用状況でございます。市立幼稚園の園児数は年々減少傾向にあります。平成 26 年度末までは施設数は 8 施設ありまして、200 人を超える園児数を維持してきましたが、平成 29 年度は定員が 320 人のところ園児数は 76 人となっており、充足率は 23.8%といった状況に至っています。それに対し、私立幼稚園の園児数はほぼ横ばいの状況で推移しておりまして、平成 29 年度には 352 人充足率は 46.9%となっておりますが、次に示す保育所の利用状況に比べ、充足率が低い状況となっております。保育所の利用状況でございますが、市立保育所については、平成 25 年度には 21 施設、合計 924 人の園児数がございましたが、現在は、統廃合や民営化により、施設数は 17 施設になっておりまして、園児数は 652 名、充足率は 63.9%となってございます。私立保育所は、平成 29 年度の園児数が 978 人でございまして、例年、充足率は 100%を超えている状況となっています。

続いて 21 ページ目でございますが、保育を必要とする 3 歳未満児の園児数の推移を示すグラフでございます。グラフの通り、就学前児童数は減少傾向にかかわらず、3 歳未満児の保育ニーズは

横ばいで推移している状況です。これは女性の社会進出により、結婚や妊娠による離職が減り、 就労を継続する女性が増加している状況によるものと考えられます。また、3歳未満児の保育施設 入所率は49.6%といった状況からしても、低年齢児から保育を必要とするご家庭のニーズに応え なくてはならない状況が明らかです。このほかに、延長保育や就学前教育・保育の質の充実など 保護者のニーズは多様化し、特別保育の充実も必要とされている状況です。

以上の、人口の推移や教育保育サービスの現状から見えてくる課題として、22ページから23ページの記載のとおり、子どもの数の絶対的な減少、保護者ニーズの多様化、また、市立幼稚園の園児数の減少、3歳未満児の保育の充実について課題として挙げられるほか、その他にも24ページにお示ししました次の課題が挙げられます。

うち1点目は、市立施設設備の老朽化です。市立施設における園舎は昭和40年代に建設した園舎が最も古く、昭和50年代に建設した園舎が比較的多い状況にありまして、老朽化等による修繕費用は増加傾向にあります。これらの施設の大規模改修や改築などの整備についても、施設の在り方の検討と併せて考える必要がございます。全体として、乳幼児の安全面と衛生面を第一に考え、教育保育環境を整えていかなくてはなりません。

2点目は、家庭や地域社会の教育力の低下が挙げられます。家庭や地域社会の教育力の低下は、子どものコミュニケーション能力、基本的な生活習慣の定着が十分に図られないなど、子どもの育ちに大きな影響を与えています。また、核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育てに悩み、不安を抱いている保護者が増えています。保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談や親子の集いの場を設けるといった地域に開かれた支援施設としての機能の充実を就学前教育保育施設が積極的に図っていく必要性があると考えております。

続いて3点目は、特別な支援を要する児童に対する配慮です。文部科学省が平成14年度に実施 した調査によれば、小学校では、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示 すと担任教諭が回答した児童生徒の割合は約6.3%という推定結果が示されており、平成24年度 に行った調査結果でもその推定値は6.5%という結果になっております。また、本市の教育委員会 が実施している教育相談への相談件数も年々増加傾向にあるほか、平成 28 年7月に本課が市立認 定こども園、市立保育所を対象に実施した「配慮が必要と思われる児童数調査」では、「配慮が必 要と思われる児童」について、保育教諭・保育士による回答は、園児数 928 人に対し 74 人という 結果となり、約7.9%の割合で存在するという推定結果となりました。このような子どもたちに対 する早期の気づきと対応に努め、適切な支援ができるような体制づくりがすべての就学前教育・ 保育施設等に求められております。この市立認定こども園、市立幼稚園、市立保育所は、標準的 な教育保育の提供を行いながら、個々の状況に応じた対応に努めてきました。一方、私立幼稚園、 私立保育所は、それぞれの教育保育理念に基づく特色ある教育保育を実践し、経営努力により多 様なニーズに応じた教育保育サービスを提供してきておりまして、保護者は、それぞれのニーズ により希望する施設の選択を行ってきております。近年は、先ほど申し上げました核家族化や働 く女性の増加に伴う共働き世帯の増加、低年齢児の保育ニーズ、多様化する就労形態から求めら れる保育サービスの実施など、認定こども園や幼稚園、保育所に求められるニーズは拡大する一

方であり、環境整備の充実も求められています。つまり、老朽化した施設の整備の検討と合わせて、多様なサービスの導入を検討していく必要があるのですが、そのような環境整備を進めるにあたっては、今後の児童数の全体的な減少も考慮しながら進めていかなくてはならないと考えております。そのような状況を総合的に勘案しながら、安心・安全で子育てにやさしい環境整備と施設の適正規模・適正配置の推進を目指します。具体的には、市立施設の統廃合と施設整備、民営化の検討、私立施設に対する施設整備補助、多様な教育保育施設のあり方の検討、適切な集団規模の確保、これらを目指す方針です。

それでは27ページをご覧ください。その目指すところのうち、多様な教育保育施設のあり方の検討、これはどのようなことを示すのかということについてご説明いたします。下行のとおり、子ども・子育て支援新制度により教育保育の提供のあり方は多様化しました。よって、今後は、それぞれの地域の実情や特性に適した教育保育施設のあり方を考え、状況に応じた施設形態の導入、見直しを行います。例えば、保護者の就労形態を問わず児童の通園が可能である認定こども園の推進や、児童人口減少地域の保育基盤維持として小規模保育所を導入するなど、保護者や地域に寄り添った提供のあり方をしていこうとするものです。

また、28ページに記載しましたとおり、適切な集団規模の確保についてでございますが、就学前の教育保育では、遊びを大切にした生活を通じて、人や物とのかかわりを深め、社会性やコミュニケーション能力を身につけることが必要であり、そのためにも一定の規模を有する集団を確保することが求められています。適切な集団が確保されますと、子ども同士のかかわりの中で、自然に遊びの集団を形成し、友達とのふれあいも活発になるなど、幼児の人間関係が多様になり、さまざまな感情体験や葛藤体験が得られ、社会性や協同性の芽生えが培われると考えられています。よって、その下のグラフのとおり、全国幼児教育研究協会研究概要によれば、1学級の適正人数について、3歳児であればおよそ18人程度、4歳児であればおよそ23人程度、5歳児であればおよそ26人程度が望ましいとされています。これらを参考に、本市においても、就学前児童数の減少や近年の動向をふまえ、可能な限り適切な集団規模を確保するよう努めます。

それでは29ページでございます。具体的な取り組みとして、施設別に整備計画を一覧に挙げています。これより、教育委員会所管の幼稚園4施設についてどのような計画をしているのか説明をします。まず上から2行目になりますが、明倫幼稚園、3行目の宇和津幼稚園でございますが、うち1施設は市立施設として運営を継続、一方の1施設は閉園とする計画としてございます。続いて下から4行目、清満幼稚園、下から3行目の岩松幼稚園でございますが、清満幼稚園につきましては、園児数減少により岩松幼稚園への統合による閉園を検討してございます。また岩松幼稚園につきましては、岩松保育園との統合による認定こども園化による閉園を計画してございます。

まず明倫、宇和津幼稚園が位置する旧宇和島地区の状況について、31 ページをご覧ください。 旧宇和島地区でございますが、現在、市立認定こども園が 1 施設、市立幼稚園が 2 施設、私立幼稚園が 5 施設、市立保育所が 5 施設、私立保育所が 7 施設、市立小規模保育所 2 施設が存在し、就学前教育保育施設は合計 22 施設ございます。中心部に位置する施設が多く、就学予定小学校区 に位置する施設への就園以外に、宇和島地区の場合は、各施設の教育保育理念や通勤の利便性の ほか、私立幼稚園におけるバスの送迎の利用を目的とするなど、それぞれの家庭のニーズに応じ た施設を選択している状況にあるため、小学校区別による需給バランスを超えた旧宇和島地区全 体としての需給バランスに留意をする必要がある状況です。

続いて35ページをご覧ください。明倫幼稚園でございますが、平成29年4月1日の園児数でございますけれども、定員100人に対し、4歳児13人、5歳児12人、合計25人となってございます。今、来年度の入園受付を終えたところなのですが、平成30年4月1日に入園を継続する児童数につきましては、4歳児が2人、5歳児が14人となってございまして、明倫幼稚園は来年度16人でスタートということになってございます。この明倫幼稚園ですが、明倫小学校敷地内に位置しておりまして、園舎は昭和57年建築であり、老朽化とともに施設についても修繕に要する費用も増加傾向にあります。また、番城小学校区と並び就学前児童が非常に多い明倫小学校区域にありますが、当該幼稚園につきましては、園児数は近年大幅に減少しています。33ページにそれぞれの施設の児童数の推移を示してございますが、明倫幼稚園は平成22年には67人の園児がございましたが、平成29年には25人、来年度は16人といった状況になる予定でございます。

続いて宇和津幼稚園でございますが、今年度の園児数は定員70人に対し、3歳児5人、4歳児3人、5歳児6人、合計14人の園児となってございます。入園受付を終了したところ、本年4月1日の園児数は、3歳児5人、4歳児4人、5歳児2人となってございまして、合計11人といった状況でございます。こちらも小学校敷地内に位置する施設でございまして、園舎は昭和56年に建築です。耐震診断の結果、耐震性に問題はないとの診断を受けていますが、こちらも老朽化による施設修繕費用は年々増加傾向にあります。また、園児数についても、近年減少傾向でございまして、3年保育を実施しているものの、3歳児については当該小学校区域外からの児童が多く占めている状況にあります。例えば、明倫幼稚園が3歳児保育をしていないので明倫小学校区のお子様が宇和津幼稚園に3歳児の間は通い、それから明倫幼稚園に戻ってくるといったような現象もございます。33ページの表のとおり、宇和津幼稚園につきましては、平成22年には33人の園児がございましたが、平成29年には14人に減少し、来年度は11人といった状況でございます。旧宇和島地区にある市立幼稚園2園の園児数は、明倫幼稚園、宇和津幼稚園を含めて非常に少なくなっている状況から、両園を統合し、いずれかの園を閉園する計画としています。

続いて、清満幼稚園、岩松幼稚園が位置する津島地区について、44ページをご覧ください。現在、津島地区には、幼稚園は2施設、保育所は3施設となってございます。45ページでございますが、津島地区における小学校区別の就学前児童数は、上の表のとおりでございまして、津島地区全体の就学前児童数について、学年平均でいきますと53人でございます。就学前児童数全体の39.6%を岩松小学校区の児童が占めている状況です。

続いて、清満幼稚園についてご説明をします。46ページの表をご覧ください。清満幼稚園でございますが、今年度の園児数は4歳児2人、5歳児4人、合計6人でございます。来年度の園児数でございますが、4歳児4人、5歳児2人でございまして、来年度も合計6人の園児でございます。47ページでございますが、清満小学校区・御槙小学校区を合わせた就学前児童数の学年平均児

童数は、現在のところ約8.8人はいらっしゃるのですが、当該施設の園児数は年々減少してございます。よって、岩松幼稚園へ統合し閉園をする計画としたいと考えてございます。しかしながら、園舎は平成10年に建築された比較的新しい施設でございますので、閉園後の新たな活用方法については別途検討する必要がございます。

続いて岩松幼稚園でございますが、平成29年4月の園児数は3歳児12人、4歳児10人、5歳児6人、合計28人でございます。また来年度4月1日の園児数も27人となってございまして、内訳は3歳児5人、4歳児11人、5歳児11人となってございます。実は、岩松幼稚園につきましては入所児童数は年々減少傾向にあったのですが、畑地幼稚園の休止に伴い3歳児保育を開始しましたので、やや園児数を増やしたものの30人を超える状況にはありません。津島地域各地区の就学前児童数や保育所等の園児数の現状を踏まえ、地域全体の教育保育サービスのあり方について見直しを行うにあたり、近隣に位置する岩松保育園の改築を機に統合による幼保一体化を図り、認定こども園として、今後の津島地域の拠点施設となる計画としたいと考えてございます。

補足といたしまして、統合予定先となる岩松保育園について 46 ページをご覧ください。岩松保 育園ですが、定員充足率も高く、津島地区の就学前児童の大半を占める岩松小学校区にあること から、将来的に維持していかなくてはならない施設に位置付けられると考えられますが、園舎に ついては昭和52年建築でございまして老朽化が著しく、修繕を必要とする箇所が年々増大し改築 を必要とする状況になっています。しかしながら、改築にあたっては、各地区の就学前児童数や 園児数等の現状を踏まえ、地域全体の教育保育サービスのあり方について見直し、新たな仕組み を構築のうえ効率的で効果的な改築を行う必要があると考えています。例えば、これまで津島地 域に提供をすることができていない特別保育サービス実施の検討も新たな仕組みのひとつです。 そこで、3 歳児以上の集団教育保育の確保と地域に寄り添った保育の提供を津島地域に一体的に行 うべく、岩松保育園については、今後の津島地域の拠点施設として認定こども園化を図り、教育 保育サービスと子育て支援を提供できる施設に拡張することを提案し、定員規模については200 名を想定した施設整備を図りたいと考えています。加えて、新園舎の完成と同時に民営化の検討 を行っていこうとしています。また、津島地区に残る保育所 2 施設、嵐保育園、北灘保育園につ いては小規模保育所に施設類型を変更する計画としています。イメージとして30ページに戻りま すが、本課といたしましては、子供たちの健やかな育ちを応援し、児童の発達に応じた充実した 保育内容を提供していくために吉田・三間・津島地区においては、第3章において目指すべき方 向性として掲げた適切な集団保育の確保を主たる取り組みとして推進し、その新たな仕組みの構 築を目的とした市立施設の統廃合と施設整備、また、多様なサービスの導入を計画しています。 その仕組みのイメージ図がご覧のような内容です。その内容とは、現在それぞれの地区の中心地 に位置する、定員規模が最も多い施設を認定こども園化し、保護者の就労形態は問わず児童の通 園が可能となる施設に変えて地域の子育て支援を主として担う拠点施設に設定をします。同時に 周辺部に位置する保育所を小規模保育所に変え、主に3歳未満児を保育する施設とし、認定こど も園を連携施設に設定したうえ、3 歳児になれば認定こども園へ通園し、一定規模の集団保育を受 けることができるような仕組みとなっています。改築による拠点施設に位置づけようとしている

保育所については、現在老朽化が顕著となっていることから、改築による施設整備を行う計画としておりまして、改築にあたっては市有地の活用を原則とし、3歳以上の集団規模の確保を想定した保育施設の拡充や、これまでこの地域になかった一時預かりや子育で支援事業といった特別保育サービスの提供ができるような施設整備を計画する予定です。なお、ご家庭によれば、兄弟の通園先が認定こども園と保育所に分かれてしまうこともあることから、保護者に負担を掛けないよう認定こども園によるバスの送迎を行うこととし、保護者が小規模保育所1ヶ所にお子さんを預ければ小規模保育所から認定こども園までの区間はバスが送迎することから、お迎えも小規模保育所へ行けば足りるといった体制づくりも検討しようとしています。

次に、施設の運営にかかることとしましては、小規模保育所については所在する位置なども鑑み、市立施設としての運営を行っていく方針とし、施設類型を小規模保育所へ変えることにより得られる国や県の補助金を受けながら運営の維持を図っていこうとしています。また、認定こども園については、増加する様々な保育ニーズに積極的に取組むため、多様な保育サービスを展開していくにあたって国や県の補助を受けることができるよう民営化の検討を併せて行おうとしているものです。このような仕組み作りの中に岩松幼稚園は融合され、そのことにより津島地区には1号認定、いわゆる幼稚園籍の供給を維持し、また、教育の維持・継承を図っていきたいと考えています。

最後に48ページになりますが、取組みの推進にあたりましては、この計画の推進にあたっては、 宇和島市子ども子育て会議を活用し、意見を聴くものとしてございます。これは、本計画は宇和 島市こども子育て支援事業計画の一部を補完する計画と位置づけてございますので、上位計画の 諮問機関となってございます子ども子育て会議に諮ろうとしております。なお、12月26日、1月 25日に本計画について既に説明を済まさせていただきました。

続いて、市民への理解促進についてでございますが、市立施設につきましては、市と市民の共有資産であることを踏まえ、市民への十分な情報提供を行うとともに、意見を踏まえたうえで整備を進めようと思います。公立施設の再編は、子どもたちや地域にとって大きな影響を与えるものでございますから再編を進めるにあたっては、こどもの利益を最優先に考え保護者や地域住民の理解を得ながら、慎重かつ丁寧な対応に努めたいと考えております。また、整備を進めるにあたっては、子ども子育て支援事業計画を参考にすることとし、整備により変動する教育保育の供給量につきましては、状況により見直し等を行うこととします。以上、主に市立幼稚園を対象に説明をさせていただきました。子ども子育て支援事業計画の基本理念でございます「笑顔あふれる子供たちを支え、育む宇和島」を実現するために、保護者が安心して子育できる様々な支援の実施に努め、保護者が子どもの育ちを実感し子育ての楽しさを感じながら子どもとともに育つことができる環境整備を推進して参りたいと考えておりますので、なにとぞ本計画についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

# ◎教育長

それでは委員の皆さんご意見、質問があればお願いいたします。

## ◎廣瀨委員

施設は新しくしないのでしょうか。

## ○福祉課子育て支援係長

小規模保育所になる園舎につきましても、現在の園舎でございますが、老朽化してございます ので改築までいかなくても状況に応じた修繕等はする必要があると考えております。

## ◎廣瀨委員

岩松の新認定こども園にする場合、今の場所だと狭いですがどの様に考えていますか。

## ○福祉課子育て支援係長

用地の検討につきましては、今後慎重に行っていきたいと思います。やはり安全性の確保など ございますので、それに応じた適切な施設を検討していきたいと考えます。

## ◎高山委員

三間の場合は、三間の認定こども園に一つに纏めるということですよね。

## ○福祉課子育て支援係長

三間でございますが、29ページの一覧でございますけれども、三間認定こども園なのですが、こちらと園舎老朽化による改築かつ成妙保育園を統合しようと計画してございます。また、津島の認定こども園と同様、その際には民営化の検討も計画しております。成妙保育園は園児数の減少により三間認定こども園への統合により閉園を計画とし、二名保育園は距離もございますので段階的に、まずは小規模保育所へ移行し、先ほどのような仕組み作りの中での配置といたしまして、将来的には三間認定こども園への統合により閉園となる可能性が高いという計画としています。

#### ◎廣瀨委員

戸島保育所と日振島保育所の家庭的保育への移行とはどういうことでしょうか。

## ○福祉課子育て支援係長

家庭的保育につきましては、施設の類型の説明をさせていただきますと、27ページにございます 27 年度のこども子育て支援制度により様々な施設の類型が出てきたのですけれども、戸島保育所と日振島保育所については定員規模が6名から19名の小規模保育所という位置づけになっております。保育所より少人数単位で保育事業を行っております。そこから戸島・日振島地区につきましては、入所児童が、来年度戸島が5名でスタート、そして日振島は1名でスタートします。そのような中で今後の地域の児童数などを踏まえますと、次の施設類型、家庭的保育というのがございまして、これが定員5名以下の保育事業になるのですが、こちらに類型を変更して、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象にきめ細やかな保育をする事業と位置づけられているのですが、こちらの方に事業類型するようになりまして、これは3月議会で議決を得なければならないのですが、地域への説明は終わっておりまして、30年度からこの事業類型に変更するような計画になっています。

#### ◎木下委員

吉田の場合このような形で進んでいくのはいつぐらいからになるのでしょうか。

## ○福祉課子育て支援係長

まず拠点となる施設の改築をいずれの地区も予定しておりまして、改築をするとなりますと建設業務がありますから、すぐに来年・再来年度というわけにはいきません。この改築を機にこのようなサービスの提供展開を行っていくことになりますので、やはり3から5年先といったことになります。しかしながら丁寧な説明などに努めて参りたいと考えておりますので、来年度から本計画に基づいて各地域にこのような将来を目指して推進をしていこうと思っていますといった意思表示、説明などは行っていく予定でございます。

#### ◎木下委員

吉田地区においては小学校の統廃合についても検討されており、この後も議題に出るのですけれども、今から先、幼保連携とかでてきますので、将来的に一つに纏まった形でうまくいくのであればそのような点も含めて一緒に検討していただけたらと思っております。

#### ◎高山委員

各課長に聞きたいのですが、組織的なもので今は幼小連携とか、こども園・小学校連携とかという時代に入ってきているというのに、小中学校は教育委員会の学校教育課で、こども園、幼稚園は福祉課に縦割りの別縦の中に組織として入っているのですが、それを一つの縦の中に入れたほうが意見の集約とか縦の列とかスムーズにいくのではないかと私は考えるのですが、各現場の課長さん方の意見を聞かせていただきたいのですが。

## ○福祉課長

補助執行という制度がございまして、福祉課がもっている保育所、幼稚園の業務を職員が預かるという形になっています。ただ国の制度において文部科学省、厚生労働省、先ほど言いました内閣府がもっています子ども子育て振興の関係がございますので、そこのくくりから言いますと就学前の部分については福祉課というくくりがよいかは別として一本で考えることができるという優位性はあるのではないかと考えております。

#### ◎教育長

野田課長はどうでしょうか。

#### ○学校教育課長

現実的には私、学校教育課としては一気にそこまで進めるのはなかなか難しいのではないかというのが正直なところであります。幼稚園と小学校の連携についてはしたことがありますし、研究を進めているところでありますが、そこに保育園もとなると我々としても研究のお時間をいただきたいなと思うところであります。

#### ◎教育長

就学前については福祉課で対応していただいていますけれども、それで良いのではないかということでしょうか。

#### ○学校教育課長

将来的なゴールをどこにみるかということだと思いますが、1年2年というスパンで考えた時に はなかなかそこまではという感じのところではあるかと思います。

## ◎教育長

ただ連携が必要なことは言うまでもないことですよね。

#### ○学校教育課長

はい、おっしゃるとおりです。

#### ◎教育長

他にご意見はありませんか。

#### ◎高山委員

担当課以外でも横山課長や寺尾課長はこの流れをみてどうでしょうか。前までは幼稚園は教育 委員会にあって連携ができていたが、今は分かれてしまっている。今言いましたように 2、3 年で するということではなく理想としてはどうでしょうか。

#### ○教育部長

まずは幼保の連携を一元化ということがあって、その方法を実現するひとつの方法として認定子ども園というものができたと思いますし、幼稚園と保育園というものがあった時に小学校との連携はどういう形でとっていたかということなのですが、小学校と保育園の連携、小学校と幼稚園の連携、それほど私はなにに差があったとは思っていないのですけれども。それぞれがそれぞれのことをしながら保育園からもきちっと小学校に送り込んでいく形ができていたのだろうというふうには思っています。幼稚園からは小学校にはスムーズに行けて、保育園からはなかなか抵抗があるということはそれほどなかったのではないかなという思いがあります。今後は小学校を教育委員会がもっていて幼保一元化という中で、福祉課が就学前のほうをもっている。とりあえずそこは上手く連携をしていくという必要性をどのようにしていくのかを考えて、そこがひとつの一本で教育委員会で今の保育も一緒にしながら幼保連携もその中でしてはというのは難しいかなというのがあります。

## ◎教育長

横山課長はどうでしょうか。

#### ○教育総務課長兼学校給食センター所長

幼保の一元化の中で教育総務課が幼稚園を預かっていて、福祉課に3年前に補助執行させていただいて、今の話の中で、福祉課と教育総務課・学校教育課も含めて、幼児教育・学校教育の指導の部分の繋がりしかなくなっているのは実際問題としてあるのは確かにその通りだと思いますが、これだけ子どもが減って、この後の議題で統廃合の話もしますが、幼保だけではなく就学前就学後も含めて、地域のコミュニティも含めての中で、高山委員が言われているのは連携が必要なのではないかということを多分言われたい、そのためには今の縦割り組織で本当に上手くいくのかという疑念を持たれているのではないでしょうか。そこは子ども・子育て会議に私と寺尾課長が参加していますし、福祉課長と定期的に話をすることで、ある程度の連携がとれているところはあるのですが、今後はそれを更に密にしていかなければいかないなと感じているところです。抽象的な話にはなるのですが、特に今回この後議題にあがります小学校の統廃合についてはまさしく議会対応も含めて福祉課とは足並み揃えて地域をまわりたいくらいの気持ちをもっていますので、そこの連携は今まで以上に強化していきたいと思っています。

## ◎教育長

寺尾課長はどうでしょうか。

#### ○生涯学習課長

この問題に関連して生涯学習課のほうでも市民の方に誤解されていることがあります。福祉課の放課後児童クラブと生涯学習課の放課後こども教室、このふたつは市民の方は分からないと思うのです。これらは大元が厚労省と文部省で違う、要するに放課後の子どもを働いている親でしたら預かってという形なのですが、児童クラブのほうは条件が結構厳しいです。働いているのが前提です。子ども教室のほうは条件がないのです。その辺りが市民の方からしてみれば、どっちも関係なしです。要するに子どもを誰がみてくれるのだろうかというところで、市長のほうからもその辺の整理を言われたことがあります。今でも福祉課とは児童クラブではお互いに連絡しあって、小学校の児童クラブがないところに放課後子ども教室をつくってみたり、児童クラブのあるところは児童クラブでしてもらう、そういう形をとっています。これらが全部一つのところでできればいいとは思うのですが、なかなか難しい問題もあってご迷惑をおかけしています。

## ◎教育長

委員さん方よろしいですか。

## ◎弓削委員

いいですか。閉園にした後、今まで通っていた保育園、幼稚園から必ずどこか他の幼稚園、保育園に入って子どもが楽しめるようになってもらいたいと思うのと、高光保育園は確かに定員は割れているのですけれど、他の保育園に入れなくて来ているという子もたくさんいます。それで高光保育園が閉園になって他の保育園に、少しこうざっと見ただけで、近場の保育園に入れるのかなというのが少し疑問で、あまり遠くのほうまで親も連れて行くのも大変と思うので、近くの保育園に入れるよう配慮してあげてください。お願いします。

#### ◎教育長

酒井係長、最後に何か一言ないでしょうか。

#### ○福祉課子育て支援係長

実は高光保育園は地区の児童数は減っていて、地区の子達がほとんど来ている園の位置づけになっていなくてですね、仰るように他の地区から通っていただいています。それはですね、やはり1園そのように運営をするとなると、保育士さんがそこに配置されていて、高光には余力があるのですよね。そうなってくると、今も来年度も多いのですが、配慮がいる児童ですとか、そういった児童が本来は市街地の保育園を希望しているのだけれども、実際のところそこはいっぱいで入れなくて、高光であればスタッフ体制が整っているから高光はどうですかといった保育所の中にある利用調整の中でそのように集まっているのが近年の傾向です。そのため、最初から高光をご希望されてというわけでは残念ながらなくて、旧市街地の保育所に保育士が不足している、そして定員がオーバーしている、その中でやむを得ず高光に行っていただいているというところが正直ある状況です。高光の閉園について児童数の動向等見ながら、特に慎重にお話ししていかなければいけないと思うのですが、ここを縮小することで、例えば人員が本来ニーズの高い園に

配置され、保護者がそこに本当は行きたかったのだというところで保育体制が整って受け入れがしてもらえたら、高光の機能を無くすことがそういうメリットに変換できる可能性もありはするので、委員さんが仰ったように、どこの園も閉園するにあたりましては、在園児は優先してご希望の施設に入所できるよう配慮してきましたし、そこのケアには努めたいと考えてございます。ありがとうございます。

## ◎教育長

よろしいでしょうか。まだまだ質問したいことがあるかもしれませんが、いずれにしましても 今後の宇和島市の子どもたちを育てていく意味で、今も高山委員から提案ありましたが、幼保小 の連携が必要になります。近いところで言いますと入学してくる子どもたちの発達障害等含めて いろいろなところもあるので、そこの辺りをより連携していくのが喫緊の課題ではないかと思っ たりしているところもあります。他にありませんか。

## 〇全委員

一 特に質問、意見等なし。 一

## ◎教育長

ご異議等ありませんか。

## ◎全委員

異議なし。

#### ◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

#### ◎教育長

続きまして、報告第2号について、事務局、説明をお願いします。

## ○文化・スポーツ課長

教育長。報告第2号について説明をいたします。3ページをご覧ください。専決処分した事件の承認について。宇和島市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成30年2月15日提出。4ページをご覧ください。専決第2号、城山枯枝落下事故による和解について。城山枯枝落下事故については、1月に和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定によって専決処分する。相手方は1番のとおりでございます。和解の要旨については車両修理費用及び代車費用でございます。事故の概要といたしましては、平成29年12月11日午後5時から同月12日午後5時までの間に発生したと推定されるものでございます。事故の状況につきましては、上記日時場所において、城山斜面部より枯枝が落下し、駐車していた相手方車両右前部が損傷したものでございますが、先月1月24日付で示談となりましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

#### ◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

## ◎全委員

- 一 特に質問、意見等なし。 一
- ◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

◎教育長

続きまして、議案第3号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。議案第3号を説明いたします。5ページをお願いします。議案第3号、宇和島市教育文化スポーツ振興基金条例。宇和島市教育文化スポーツ振興基金条例を次のとおり制定する。提案理由ですが、宇和島市の教育、文化及びスポーツの振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため基金を設置することに伴い、新たに条例を制定しようとするものであります。6ページをご覧ください。これが3月議会で上程予定の条例案でございます。第1条から第7条までは一般的な基金の条例の事柄に沿った条文で第1条に設置の目的を示しております。先ほど申したとおり教育、文化とスポーツを殊更強調するためにあげておりますが、文化及びスポーツの振興、これは人権や社会教育も含めた教育の振興も使えるということでございます。教育振興の経費の財源を基金として余力のある時に貯めておきましょうということで、今年度から基金を設立しようとするものでございます。具体的に喫緊で言いますと、エアコンの整備であったり、学校のICT機器の整備、宇和島土曜塾や補充学習、学校の自主企画、歴史文化等宇和島城の基本活用計画等に充てる目的として基金を設立しようとする条例でございます。説明は以上です。

# ◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

- ○全委員
  - 一 特に質問、意見等なし。 一
- ◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

続きまして、議案第4号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。第4号議案は大事な議案でございますが、教育委員さんには昨年6月からこの話しを

していますので、簡略して説明させていただくことをお許し願います。議案第4号、宇和島市立 小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針(案)。宇和島市立小中学校 適正規模適正配 置等に関する基本方針を次のように定める。提案理由は、市立小中学校の規模の適正化及び地域 の実情に即した配置について、従来の基本方針を修正しようとするものでございます。8ページ以 降をご覧ください。これにつきましては、平成22年1月に宇和島市教育委員会として、宇和島市 市立小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針を示しております。この修正を平成30年2 月 15 日にしようとするものでございます。はじめにのところで、今回修正に至った経緯を若干触 れております。3、4 行目くらいですが、近年、小中一貫教育や外国語教育の充実、学校 ICT 環境 整備など学校教育を取り巻く環境の変化や児童生徒数の減少等もあり、基本方針をまとめて以降 の児童数推移がさらに減少が進んでいることも含めて 基本方針を見直す必要が出てきました。そ こで昨年6月から宇和島市学校再編整備検討協議会を設立し、各方面から小中学校連携教育を視 野にいれた更なる教育の充実を目指した学校適正規模、適正配置について様々なご意見、組み合 わせ等の試案の意見をいただき、教育委員会としてはこの意見を参考とし、将来的な小中連携し た教育も視野にいれた宇和島市の教育環境を未来志向的な統合を目指して、従来の基本方針を見 直し、この基本方針をまとめましたというくくりにさせていただいております。9ページをご覧く ださい。9ページでは、小中学校の現状を示しております。22年度当時よりもさらに少子化が進 み児童数の減少は歯止めがきかなくなっている状況がさらに進んでいるという現状を示しており ます。10ページをご覧ください。適正規模、適正配置の考えについて、従前からもあった所です が、さらに考え方として追加した所がございます。まずは1点目の離島を除く全ての学校を対象 に検討すると22年の時には示していたのですが、今回の修正方針としては、ただし書きとして半 島部の通学困難な学校につきましては、通学時間等を特に配慮して慎重に検討する、いわゆる半 島部については離島的な扱いをする必要性をここで謳っております。項目としましては中段くら いに書いてありますが、外国語教育の充実等が盛り込まれた平成32年度の学習指導要領改訂に対 応できるような小中連携を視野にいれた協議、検討を行うということ書き加えています。3番目以 降が各市町毎の統廃合計画案です。①の宇和島地区については、既に統合が22年度以降終わった 所は削除して、残った学校を5つ、新たに高光小学校については22年度には触れておりませんで したが、高光小学校を加えております。統合先につきましては文書にしておりますが最終的には 委員さんのお手元にお配りしております統合計画組み合わせ表を見ていただければと思います。 基本方針は、この表を合わせて提出しますので、これを見ていただいたほうが最終的には分かる と思いますが、三浦につきましては番城を、結出、蒋淵につきましては遊子を統合先として検討 します。ただし、三浦半島なので地域間の調整を合わせて検討します。高光につきましては統合 校を指定することなく、住吉か和霊かになるとは思いますが、統合の検討を始めることにしてお ります。次に11ページをお願いいたします。②の吉田地区につきまして、22年度においては明確 な統合計画を示しておりませんでした。今回は明確に吉田地区につきましては、将来的に小中連 携教育を視野に入れ、統合小学校を吉田中学校付近に新規整備し、吉田地区の小学校を1校に統 合する方向で検討するということで明確化しています。③の三間地区につきましても同じ考え方

ではございますが、キャパシティの問題もあり、成妙、二名においては段階的な統合をというよ うな表現にしております。④の津島地区につきましては、下に書いてありますように岩松小を除 く5校で複式が発生するということで対象になる学校については下の4つをあげております。12 ページに書いてありますとおり、津島地区におきましては広範囲であり、将来的に小中連携教育 を視野に入れて1校に統合することは当面難しいため、岩松、清満、下灘の3校に統合すること を基本とするようにしています。組み合わせ案としましては、御槇を清満に、北灘と畑地を岩松 に統合し、下灘についてはそのまま据え置くというところでございます。⑤の中学校につきまし ては三間の現状を書いておりますが、統合計画については当面示してはいません。終わりになり ますが、最後の所にも書いてありますように、あくまでもこれは教育委員会としての適正規模・ 適正配置に対する基本的な方針統合案を示し、保護者を始め地域の住民の皆様の理解を得ながら 進めていきますということを改めて記載しているところでございます。先ほど高山委員から言わ れましたとおり、当然幼保の連携の中で、先ほど出ました新吉田子ども園の建設場所をどうする かというような話を福祉課長とは連絡を密にして話をしており、その辺りは足並みを揃えながら していきたいとは思ってはおりますが、教育委員会としましては、小中学校の適正規模、適正配 置について 22 年度からの基本方針を現在の 35 年度までの児童生徒数の推移から鑑みて、この統 合案を 30 年度版の修正基本方針案として今日の定例会でご承認いただいて、議会等に説明した後 に地域住民説明に移りたいと考えておりますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

なお、市長、副市長への説明は2月6日に行い、了解は得ております。

#### 教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

#### ◎全委員

一 特に質問、意見等なし。 一

#### 教育長

ご異議等ありませんか。

#### ◎全委員

異議なし。

## ◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

#### ◎教育長

続きまして、議案第6号について、事務局、説明をお願いします。

## ○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。議案第6号、教育財産の一部用途廃止及び所管替えについて。南君教員住宅敷地の一部を用途廃止し、普通財産として所管替えする。提案理由としましては、南君西B地区の急傾斜地崩壊対策工事、これは県工事なのですが、県工事実施に伴い、南君教員住宅敷地の一部の土地、ほとんど法面なのですが、引っかかっているということで、教育財産の用途を廃止し普通財産に移管して県に急傾斜の対策工事をしてもらうための用途廃止でございます。別に教員住宅の宅地

の面積が減るということではなく、この 92.62 ㎡は法面の宅地でない所の土地ですので、そこは 取られてもどうこうという話ではなく、きちんと工事していただけるのであれば、どうぞしてく ださいというための用途替えでございます。説明は以上です。

## ◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

# ◎全委員

- 一 特に質問、意見等なし。 一
- ②教育長ご異議等ありませんか。
- ◎全委員異議なし。
- ◎教育長異議なしのため、本件は原案どおり可決します。
- ◎教育長以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

## (4) その他

◎教育長

他に意見などありませんか。

- 一 特に意見なし。 一
- ◎教育長

それでは次回の日程について。

一 協議のうえ、教育委員会3月定例会を3月6日に開催することを決定する。 一

## (5) 閉会宣言(午後5時18分)

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会2月定例会を閉会いたします。